

告 示

埼玉県告示第三百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により県営土地改良事業土井城入沼（下沼）地区（農業用排水施設整備事業）緊急防災工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該緊急防災工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年四月十二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和六年四月十二日から

令和六年五月十五日まで

二 縦覧場所

滑川町役場